

○厚木市都市計画公聴会規則

平成30年 3 月30日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、市長が開催する公聴会について必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、広く住民の意見を反映する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 公聴会は、公開するものとする。

(開催の場所)

第3条 公聴会の開催の場所は、その都度市長が定める。

(開催の公告等)

第4条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の4週間前までに次に掲げる事項を公告するとともに、作成しようとする都市計画の案の内容となるべき事項（以下「都市計画原案」という。）を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 都市計画原案の種類及び名称
- (2) 都市計画原案に係る土地の区域
- (3) 公聴会の開催の日時及び場所
- (4) 第7条に規定する書面の提出期限及び提出先
- (5) 都市計画原案の縦覧場所及び縦覧期間
- (6) その他公聴会の開催について必要な事項

(説明会の開催)

第5条 市長は、前条に規定する縦覧のほか、都市計画原案の周知を図るため必要があると認めるときは、説明会を開催することができる。

(公述人の資格)

第6条 公聴会に出席して意見を述べること（以下「公述」という。）ができる者（以下「公述人」という。）は、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者（以下「利害関係人」という。）その他市長が特に公述の必要があると認める者とする。

（公述の申出）

第7条 公述をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- （1）住所及び氏名
- （2）意見の要旨
- （3）利害関係人にあつては、利害関係の内容
- （4）その他市長が必要と認める事項

（公述人の決定等）

第8条 市長は、前条の規定により公述申出書を提出した者（以下「公述申出人」という。）が第6条に規定する者に該当すると認めるとき（当該公述申出人が提出した公述申出書に記載された意見の要旨が都市計画原案に関係がないと認めるときを除く。）は、当該公述申出人を公述人として決定するものとする。この場合において、公述申出人のうちに意見の趣旨を同じくする者が複数あるときは、当該公述申出人のうちから選定することにより公述人を決定することができる。

2 市長は、前項の規定により公述申出人を公述人として決定したときはその旨を記載した書面により当該公述人に、公述人として決定しなかったときはその旨及びその理由を記載した書面により当該公述申出人に通知するものとする。

（公述時間の制限等）

第9条 市長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ公述できる時間（以下「公述時間」という。）を制限し、又は公述の順番を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により公述時間を制限し、又は公述の順番を定めるときは、その旨を公述人に書面により通知するものとする。

(公聴会の中止)

第10条 市長は、第7条の規定による公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止し、その旨を速やかに公告するものとする。

(公聴会の議長)

第11条 公聴会は、市長の指名する者が議長となり、これを主宰する。

(公述人の公述等)

第12条 公述人は、公述をしようとするときは、議長の指名又は許可を受けなければならない。

2 公述人は、当該都市計画原案に関する意見以外の事項について公述をしてはならない。

3 議長は、公述が公述時間を超え、若しくは前項の規定に違反したとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(公聴会における質疑)

第13条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、議長に対して質疑することができない。

(代理人及び書面による意見の提出)

第14条 公述人は、議長の同意を得た場合には、代理人をして公述をさせ、又は書面により意見を提出することができる。

2 公述人は、前項の規定により代理人をして公述をさせるときは、公聴会を開始する前までに委任状を議長に提出しなければならない。

(公聴会の秩序維持)

第15条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させ、又は傍聴人の入場を制限する等必要な措置を講ずることができる。

(記録の作成)

第16条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに署名押印し、市長に提出しなければならない。

- (1) 都市計画原案の種類及び名称
- (2) 都市計画原案に係る土地の区域
- (3) 公聴会の開催の日時及び場所
- (4) 公述人又は代理人（以下「公述人等」という。）の住所及び氏名
- (5) 公述人等が公述をした内容の要旨
- (6) その他公聴会の経過に関する事項

(公述の内容に対する見解)

第17条 市長は、公聴会においてなされた公述及び質疑の内容について、その要旨と公述の内容に対する見解をまとめた書面を作成し、当該公述人等に当該書面をもって通知するとともに、当該書面の内容を公表するものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。